

尾張旭市

住宅用地球温暖化対策設備 設置費補助事業の御案内

【令和 7 年度】

地球温暖化防止対策の一環として、効率的なエネルギーの利用を積極的に支援し、省エネルギーの推進や温室効果ガスの排出抑制に寄与することを目的として、住宅用地球温暖化対策設備設置費の一部補助を実施します。

- 申請前に内容を必ず御確認ください。
- 前年度から補助事業の内容について変更はありません。
- 各様式については、ホームページ（右記二次元コード）よりダウンロードできます。
<https://www.city.owariasahi.lg.jp/page/2380.html>

目次

1	補助対象設備	1 ページ
2	対象となるかた	2 ページ
3	補助対象設備の要件	3 ページ
4	補助対象経費	5 ページ
5	補助金の額	6 ページ
6	申請手続き	7 ページ
7	Q & A（よくある御質問）	13 ページ



お問い合わせ先

尾張旭市市民生活部環境課環境施策係

電 話 0561-76-8134（直通）

FAX 0561-52-0831

e-mail kankyou@city.owariasahi.lg.jp

1 補助対象設備

1 一体的導入（セットでの導入で補助が受けられます）

住宅用太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）に加え、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備、高性能外皮等、断熱窓改修のいずれか1つを同時に設置することが要件になります。

2 単独設置（各設備について単独で補助が受けられます）

- ① 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）
- ② 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- ③ 定置用リチウムイオン蓄電システム
- ④ 電気自動車等充給電設備（V2H）
- ⑤ 太陽熱利用システム

設備の区分	設備の内容
住宅用太陽光発電設備	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもので、かつ、太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が50キロワット未満のもの
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの
電気自動車等充給電設備（V2H）	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が双方とも可能なもの
太陽熱利用システム	太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部又は蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの（自然循環型）又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（強制循環型）
高性能外皮等	新築の戸建て住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅のこと。以下「ZEH」という。）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備
断熱窓改修	既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。））による断熱窓改修

2 対象となるかた

次のすべての要件を満たしているかたが対象です。

- 1 自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に設備を新たに設置するかた、又は自ら居住するため建売住宅供給者等から市内の設備付き住宅（店舗等との併用住宅を含む。）を購入するかた ※ 賃貸集合住宅は対象外となります。
- 2 市税等に滞納のないかた
- 3 令和8年3月13日（金）までに設備の設置を完了し、実績報告書を提出できるかた
- 4 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に定める暴力団員及び尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第2条第4号に定める暴力団関係者に該当しないかた



注意事項

- 1 交付申請時点で既に設備の設置が完了している場合は、補助を受けることができません。設備ごとの設置完了日の考え方は次表のとおりです。

設備の区分	設置完了日
住宅用太陽光発電設備	設備の保証開始日。ただし、売電を行う場合は、送配電事業者との電力受給が開始した日
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	機器の保証開始日
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	
定置用リチウムイオン蓄電システム	
電気自動車等充給電設備(V2H)	
太陽熱利用システム	
高性能外皮等	住宅の引渡日
断熱窓改修	改修に係る費用の領収日

- 2 同一の補助対象機器に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとなります。ただし、次表に示す期間を経過している場合は、再度申請をすることができます。

設備の区分	期間
住宅用太陽光発電設備	設置が完了した日から17年
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	設置が完了した日から5年
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設置が完了した日から6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	設置が完了した日から6年
電気自動車等充給電設備(V2H)	設置が完了した日から5年
太陽熱利用システム	設置が完了した日から15年
高性能外皮等	設置が完了した日から6年
断熱窓改修	設置が完了した日から6年

- 3 事業用の設備は補助対象外となります。
- 4 中古の設備は補助対象外となります。

3 補助対象設備の要件

設備の仕様や条件は次のとおりです。

設備の区分	設備の仕様及び条件
住宅用太陽光発電	1 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動・自動停止)を行うものであること。 2 構成要素は、次の各号に規定する要件に該当するものであること。 (1) 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所(以下「JET」という。)の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つものであること。また、IEC規格に基づき、JETが認証した太陽電池モジュール、又は、IECEE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。 (2) 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程(JEAC8001)に準拠していること。 (3) インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものも認める。 (4) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。 (5) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。 3 工事、施工にあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程(JEAC8001)に準拠していること。 4 未使用品であり、リース品でないこと。 5 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。 ※ 住宅用太陽光発電設備に係る補助金の交付を申請する場合、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)に加え、次の設備のいずれか1つを同時に設置する必要があります。 ・ 定置用リチウムイオン蓄電システム ・ 電気自動車等充給電設備 ・ 高性能外皮等 ・ 断熱窓改修 ※ 売電を行わず、自家消費のみの設備設置も補助対象となります。
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	1 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。 2 タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。 3 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。 4 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1か月以上、1日以内の単位で13か月以上蓄積できるものであること。 ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量(以下「発電量及び充電量

	等」という。)のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。 5 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的に(使用者の確認を介した半自動制御を含む。)に実行できるものであること。 6 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。 7 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること(目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。) 8 未使用品であり、リース品でないこと。
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	1 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
定置用リチウムイオン蓄電システム	1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
電気自動車等 充給電設備 (V2H)	1 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
太陽熱利用システム	1 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL 部品)の認定を受けたもの又はそれと同等の機能を有するものであること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。
高性能外皮等	1 次の(1)又は(2)のいずれかを満たすこと。 (1) BELS(建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。)の評価機関から受けた評価により、次に規定するいずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。 (ア) 住宅の外皮性能が ZEH 強化外皮基準以上であること。 (イ) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。 (ウ) 住宅の敷地内に再生可能エネルギー(太陽光発電施設は必須)を導入すること。 (エ) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。 ※ BELS 評価書において「ZEH」マークが表示されていることが必要です(「Nearly ZEH」「ZEH Ready」「ZEH Oriented」の場合は対象外です)。 ※ 国の補助事業(子育てグリーン住宅支援事業)と併用可能です(ただし、「ZEH」であることが必須となります)。 (2) 前記(ア)から(エ)の基準以上を補助の要件とする国の補助事業を受けることにより、いずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。 2 未使用品であり、リース品でないこと。 ※ 単体での補助はありません。住宅用太陽光発電設備及び家庭用エネルギー管理システム(HEMS)と同時に設置する必要があります。

断熱窓改修	1 1つ以上の居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を改修すること。 2 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置、施工すること。 3 改修後の熱貫流率が4.65w/m²・K以下になること。 4 未使用品であり、リース品でないこと。 ※ 単体での補助はありません。住宅用太陽光発電設備及び家庭用エネルギー管理システム(HEMS)と同時に設置する必要があります。
-------	---

4 補助対象経費

補助対象経費は、設備設置に要する経費であって、次に掲げる経費(消費税及び地方消費税を除く。)とします。

設備の区分	補助対象経費	
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器(サービスブレーカー)、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計及び配線器具の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線工事等)に関する費用	
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバー等の装置等)、通信装置(ゲートウェイ装置、通信アダプタ等)、制御装置(機器の制御に係るコントローラ等)、モニター装置(独自端末等)及び計測機器(電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力計等)の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線工事、セットアップ等)に関する費用	
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設備本体及び付属品(独自モニター等)の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線・配管工事等)に関する費用	
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置等)及び付属品(キュービクル、独自計測表示装置)の購入並びにこれらの設置に係る工事(据付・配線工事等)に関する費用	
電気自動車等充給電設備(V2H)	設備本体及び付属品(充電コネクタ、ケーブル等)の購入並びに工事(据付・配線工事等)に関する費用	
太陽熱利用システム	設備本体(集熱部、貯湯部、蓄熱部等)及び付属品(配線・配管器具)の購入並びに工事(据付・配線・配管工事等)に関する費用	
高性能外皮等	高断熱外皮	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓(ガラス、サッシ)の購入並びに設置に関する費用
	空調設備	冷暖房設備の熱源機及び室内機(エアコンのみ)の購入並びに設置に関する費用
	給湯設備	給湯設備の熱源機及び貯湯タンクの購入並びに設置に関する費用(家庭用燃料電池システムを除く。)
	換気設備	換気設備(24時間換気設備)の本体の購入及び設置に関する費用
断熱窓改修	改修に係る設備の購入及び設置に関する費用	

5 補助金の額

補助金の額は次のとおりです。一体的導入など複数の設備を同時に申請する場合は、各設備の補助額の合計となります。

設備の区分		補助金の額
住宅用太陽光発電設備		1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 太陽電池モジュールの公称最大出力 <u>1kWあたり10,000円</u> 3 <u>上限4kW</u>
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)		1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限8,000円</u>
家庭用燃料電池システム(エネファーム)		1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限80,000円</u>
定置用リチウムイオン蓄電システム		1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限80,000円</u>
電気自動車等充給電設備(V2H)		1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限40,000円</u>
太陽熱利用システム	自然循環型	1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限12,000円</u>
	強制循環型	1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限38,000円</u>
高性能外皮等		1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限80,000円</u>
断熱窓改修		1 補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額 2 <u>上限48,000円</u>



注意事項

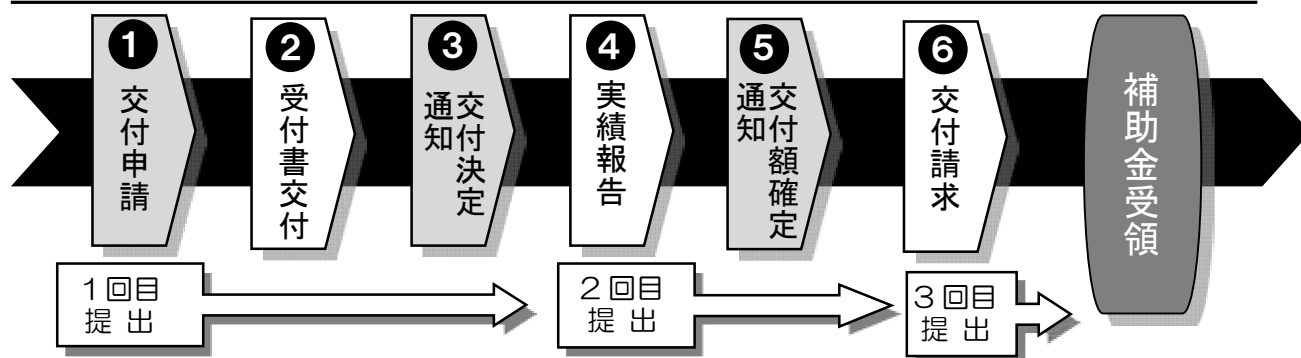
100円未満の端数がある場合は、切捨てとします。

6 申請手続き

■概要

受付期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月13日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く) ※郵送の場合は3月13日(金)必着
申請方法	窓口に提出 又は 郵送
受付	・予算の範囲内で先着順に受付を行います。(予算総額 800万円) ・予算を超えた場合、先着順で補欠者を決定し、欠員が生じた際は順次繰り上げます。 ・申請状況により受付期間中でも受付を終了する場合があります。
受付場所 (送付先)	尾張旭市 市民生活部 環境課環境施策係 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600 番地1

■申請から補助金受領までの流れ



①交付申請

補助を希望されるかたは、申請受付期間内に「交付申請書」（第1号様式）を御記入のうえ、以下の書類を添付して提出してください。（郵送可。）

(1) 共通（申請する設備によらず必須）

	添付する書類	備考
☐	工事請負契約書又は売買契約書の写し	
☐	経費の内訳が明記されている書類	・見積書等の写し
☐	設備が設置される住宅の位置図	・住宅の位置が確認できる地図等の写し
☐	設備設置前の現況写真	・住宅の全景及び設置予定場所の写真 ・建物未建設の場合は、更地状態の写真
☐	委任状（第2号様式） 【申請等の手続きを委任する場合】	・「 <u>代理人担当者名</u> 」及び「 <u>委任者氏名</u> 」は必ず自署してください。（印刷等による印字の場合は押印が必要です。） ・担当者名及び連絡先は申請内容に疑義がある場合の問合せ先となります。 ・委任事項にチェックを入れてください。
☐	市税の納付状況等調査同意書（第3号様式）	・押印不要
☐	建物所有者同意書（第4号様式） 【申請者と建物所有者が異なる場合 もしくは共有者がいる場合】	・押印不要
☐	交付申請書確認事項チェックシート	・記入事項及び添付書類を確認し、記入済のもの
☐	返信用封筒 【郵送で申請する場合】	・返信に必要な分の切手を貼り付け、申請者又は代理人の郵便番号、住所及び氏名を記載したもの。 ・申請書類を受理後、交付申請受付書を返送します。

(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム（V2H）、電気自動車等充給電設備、太陽熱利用システム

	添付する書類	備考
☐	設備の規格等がわかるパンフレット等	パンフレットの写し、メーカーWEBサイトの印刷物等

(3) 高性能外皮等

	添付する書類	備考
☐	BELSの評価機関が発行するBELS評価書でZEHマークの記載があるものの写し。 ただし、4ページの表の「設備の仕様及び条件」欄の1(2)に記載されたZEHの基準以上を補助の要件とする国の補助事業を受ける場合、補助金交付申請書及び実施計画書の写し等	・評価書の記載が「Nearly ZEH」「ZEH Ready」「ZEH Oriented」の場合は補助対象外です。 ・国の補助事業の交付決定を受けている場合は、交付決定通知の写しも添付してください。

(4) 断熱窓改修

	添付する書類	備考
☐	設備の規格等がわかるパンフレット等	パンフレットの写し、メーカーWEBサイトの印刷物等
☐	断熱窓改修位置が明示された図面	現況写真と対照できるもの

②受付書交付

「交付申請書」を受理した後、「交付申請受付書」を交付します。これは補助金の交付を決定するものではありません。



注意事項

書類に不備がある場合は、受付できません。申請前にもう一度申請書等をチェックしてください。

③交付決定通知

交付申請書受理後、おおむね2週間で「交付決定通知書」（第5号様式）を申請者あてに送付します。これは補助金の交付を確約するものではありません。

■交付決定後の変更等

交付決定後に申請内容に変更が生じた場合や、設備の設置を中止しようとする場合は、「変更等承認申請書」（第8号様式）に変更の内容が分かる書類を添えて提出してください。

なお、変更内容に関わらず、申請により交付決定額を増額させることはできません。

④実績報告（※期限までに提出がない場合は、補助金交付ができません）

設備の設置が完了したとき（設備ごとの設置完了日の考え方については2ページ参照）は、「交付実績報告書」（第10号様式）に、以下の書類を添付して提出してください。（郵送可。）

(1) 共通（申請する設備によらず必須）

	添付する書類	備考
☐	設備の設置費に係る領収書の写し	・宛名、領収日、領収金額、品目の記載があり、施工業者の発行したもの
☐	領収経費の内訳が明記されている書類	・領収金額、補助対象経費が確認できるもの
☐	設備の設置状況を示す写真	・住宅の全景、設備本体、設置場所・設置状態できる写真（詳細は15ページ参照）
☐	実績報告書確認事項チェックシート	・記入事項及び添付書類を確認し、記入済みのもの

(2) 住宅用太陽光発電設備

	添付する書類	備考
☐	太陽光発電設備概要書(第11号様式)	・「2太陽電池モジュールの製造番号及び最大出力」の記載は施工業者等が作成する「出力対比表」の提出に代えることができます。
☐	(余剰電力を売電する場合) 送配電事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し	・系統連携日が令和7年度内のもの
☐	(売電せず自家消費のみの場合) 設備の保証書の写し	・保証開始日、申請者名義であること、設備の製造者(メーカー)名、機器型番、製造番号が確認できるもの

(3) 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)、家庭用燃料電池システム (エネファーム)、 定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充電設備 (V2H)、太陽熱利用システム

	添付する書類	備考
☐	設備の保証書の写し	・保証開始日、申請者名義であること、設備の製造者(メーカー)名、機器型番、製造番号が確認できるもの

(4) 高性能外皮等

	添付する書類	備考
☐	ZEHを構成する設備の設置状況が分かる写真【再掲】	・国の補助事業の交付決定を受けている場合は、実績報告時に提出した写真
☐	(国の補助事業の交付を受ける場合) 補助金額確定通知書等の写し	・確定日が令和7年度内のもの
☐	住宅の引渡証明書等	・引渡日が確認できる書類

(5) 断熱窓改修

	添付する書類	備考
☐	改修の着工前及び着工後の状況を示す写真【再掲】	・改修箇所の全てを示したもの
☐	断熱窓改修位置が明示された図面	・改修後の写真と対照できるもの
☐	改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類	・パンフレットの写し、出荷時に窓に貼付されている証明書、メーカーから発行された証明書等



注意事項

- 1 設備の設置完了日から起算して60日以内又は令和8年3月13日(金)のいずれか早い日までに、提出してください。
- 2 期限までに提出できないときは、速やかに御連絡ください。

⑤交付額確定通知

「交付実績報告書」の受付後、内容が要件に適合するかどうかを審査します。
適合の場合には、おおむね２週間程度で「交付額確定通知書」（第１２号様式）を送付します。

⑥交付請求

「交付額確定通知書」の送付があり次第、「交付請求書」（第１３号様式）を提出してください。（郵送可）「交付請求書」の受付後、１か月程度で口座振り込みにより補助金を交付します。



注意事項

補助金の振込先は申請者名義の口座を指定してください。

■その他

- 1 補助金を受けて設置した設備を、やむを得ない事情で処分、譲渡等を行う場合は、あらかじめ「処分承認申請書」（第１４号様式）を提出してください。（ただし、下表に定める期間を経過後は除く。様式は、市ホームページからダウンロードできます。）

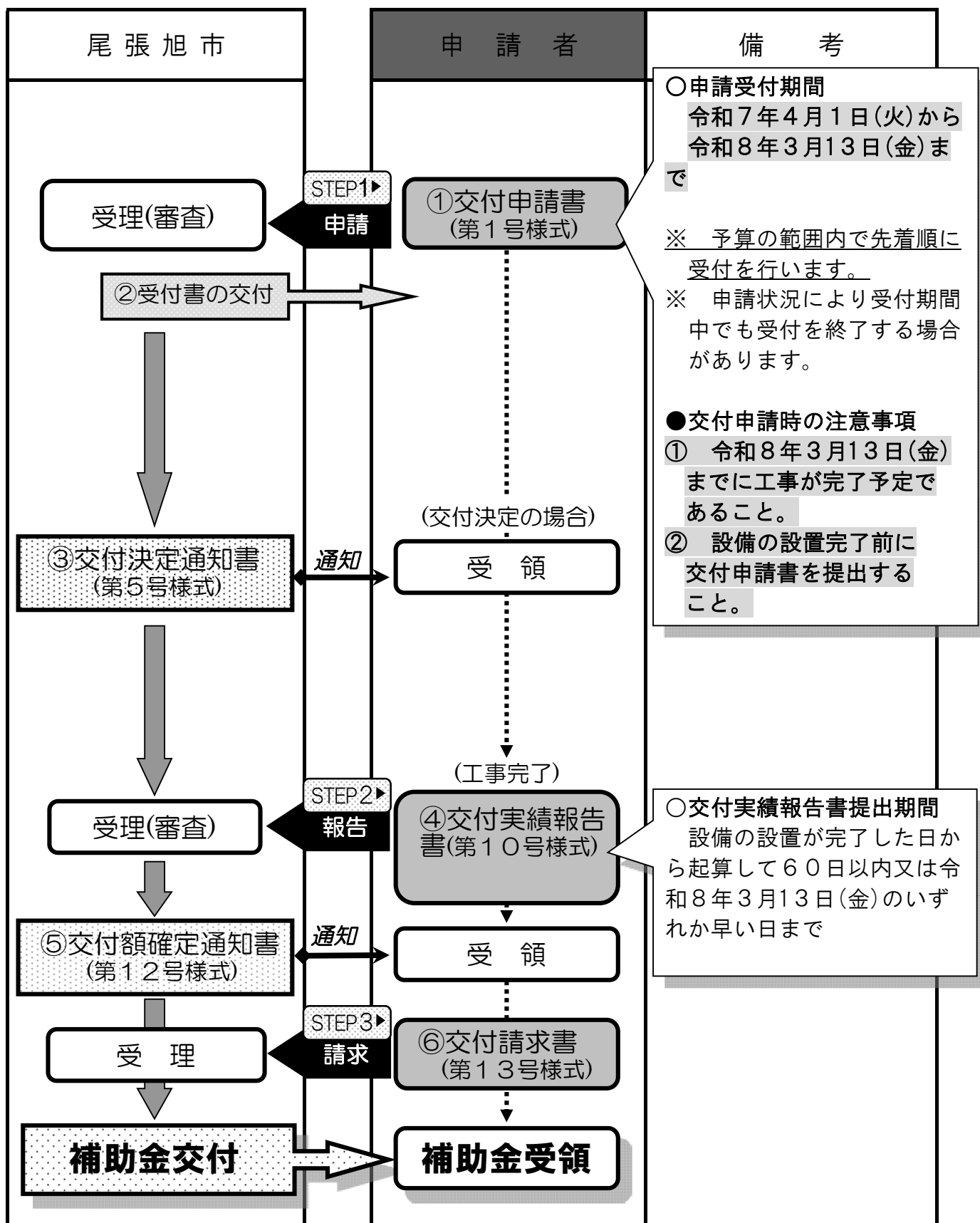
設備の区分	処分の承認を必要とする期間
住宅用太陽光発電設備	設置が完了した日から１７年
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	設置が完了した日から５年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設置が完了した日から６年
定置用リチウムイオン蓄電システム	設置が完了した日から６年
電気自動車等充電設備（V2H）	設置が完了した日から５年
太陽熱利用システム	設置が完了した日から１５年
高性能外皮等	設置が完了した日から６年
断熱窓改修	設置が完了した日から６年

- 2 施主と施工業者間とのトラブル等については、市は一切責任を持ちません。
- 3 尾張旭市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の一部は、「愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金」による間接補助となっています。

■協力依頼事項

クリーンエネルギーの利用促進と、「省エネ・節電」対策の推進を図るため、補助金交付決定を受けたかたには、環境課で実施している市民参加事業や、環境に関するイベントや講座等の案内を送付しますので、ぜひ積極的に御参加くださるようお願いします。

■申請手続きフロー図





7 Q & A (よくある御質問)

Q 1 昨年度から内容の変更はありますか？

A 1 変更はありません。

Q 2 申請書類に押印は必要ですか？

A 2 委任状(第2号様式)を除く全ての申請書類への押印は不要です。

なお、委任状(第2号様式)についても、「代理人担当者名」及び「委任者氏名」の欄が自署であれば押印は不要です。(印刷等による印字の場合は押印が必要です。)

Q 3 郵送での提出は可能ですか？

A 3 可能です。郵送で「交付申請書」を提出する場合は、返信用封筒を添付してください。

返信用封筒は、返信に必要な代金分の切手を貼り付け、申請者又は代理人の郵便番号、住所及び氏名を記載したものを用意してください。申請書類を受理後、申込書受付票を返送します。

なお、「交付実績報告書」、「交付請求書」及び「変更等承認申請書」の提出時には、返信用封筒は不要です。

Q 4 住宅用太陽光発電設備単独で補助を受けることができますか？

A 4 できません。一体的導入でのみ補助が受けられます(1ページ参照)

なお、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車等充給電設備及び太陽熱利用システムは単独補助があります。

Q 5 太陽光発電を設置しますが、自家消費せず、全て電力会社に売電することを予定しています。この場合、住宅用太陽光発電設備は補助対象となりますか？

A 5 電力会社等に売電する場合は、余剰電力(太陽光による発電量から住宅での消費分を差し引いた電力)の売電のみ補助対象で、全量売電は補助対象外となります。

Q 6 電気自動車の購入とあわせて充電設備の設置を検討しています。充電設備は補助対象となりますか？

A 6 充電機能のみの場合は補助対象外です。

住宅から自動車への充電機能、かつ、自動車から住宅への給電機能がある設備(V2H)が対象となります。また、国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものが対象となります。

Q 7 国の「子育てエコホーム支援事業」で ZEH 住宅による補助を受ける予定ですが、「高性能外皮等」による補助対象となりますか？

A 7 「高性能外皮等」単体での補助はありません。次の(1)(2)の条件を同時に満たす場合のみ該当します。

- (1) 太陽光発電設備及び家庭用エネルギー管理システム(HEMS)を同時に設置する
- (2) BELS 評価書において「ZEH※」評価を受けている

※ 国の当該支援事業は「ZEH」「Nearly ZEH」「ZEH Ready」「ZEH Oriented」を補助対象としていますが、本市の補助事業は「ZEH」のみ対象となりますのでご注意ください。

Q 8 設備を既に設置してしまったのですが、申込みはできますか？

A 8 設備ごとの設置完了日（２ページ参照）より前であれば申し込みできます。なお、必要に応じて、職員による事前の現地調査をさせていただきますので御承知おきください。

Q 9 市外から市内へ引っ越した先の家に設備を設置する場合は申し込みできますか？

A 9 「交付実績報告書」の提出時まで、本市への住民登録をすることが可能であれば申し込みできます。

Q10 １階に店舗があり２階に住んでいますが、補助金の申込みはできますか？

A10 申込みされるかたが居住している建物であれば申込みできます。

Q11 マンション等の集合住宅は補助対象になりますか？

A11 自ら居住する市内の住宅に設備を新たに設置するかたが対象となりますので、この要件を満たしていれば補助対象となります。なお、集合住宅の場合には、トラブルを避けるため事前に管理会社等へ確認をお願いします。

ただし、居住区以外の共用部分の用に供する設備は対象外となります。

Q12 転居先の家に設備を設置する場合、「交付申請書」の「住所」欄は、どこのものを書けばいいですか？

A12 現在お住まいの住所を記入していただき、「設備設置場所」の欄には、実際に設置する場所の住所を記入してください。

Q13 建物が夫婦で共有の場合、申請者は誰の名前を書けばいいですか？

A13 設備を設置する人の名前を御記入ください。

なお、交付申請書（第１号様式）の２「設備設置住宅の所有者名」には、共有者を含めて所有者全員の名前を御記入ください。また、共有者の建物所有者同意書（第４号様式）を御提出ください。

Q14 市から業者を紹介してもらえますか？

A14 公平性の観点から、市が特定の業者を紹介することはできません。

Q15 住宅用太陽光発電設備の最大出力が変更になった場合、補助金はどうなりますか？

A15 増額はできません。ただし、出力が小さくなった場合には減額となります。

変更になった場合は、「変更等承認申請書」（第８号様式）を提出してください。

Q16 交付決定後に設置する設備の型番などが変更となりました。何か手続はありますか？

A16 「変更等承認申請書」（第８号様式）に変更内容を記入のうえ、速やかに市役所環境課に提出してください。

Q17 交付決定後に設備の設置を中止することになりました。何か手続はありますか？

A17 「変更等承認申請書」(第8号様式)に必要な事項を記入のうえ、速やかに市役所環境課に提出してください。

Q18 設置後の「交付実績報告書」はいつまでに提出すればいいのですか？

A18 設備の設置が完了した日から60日以内又は、令和8年3月13日(金)までのうちいずれか早い日までに必要書類を添付し提出してください。

※ 最終の提出期限は、令和8年3月13日(金)です。

Q19 「交付実績報告書」に添付する領収書ですが、ローンを組んで設置したため全額の領収書がありません。どうすればいいのですか？

A19 ローン会社の発行したローン契約書及びローン返済内訳書等の写しを添付してください。

Q20 太陽光発電設備を設置する場合、「交付実績報告書」に添付する「『発電設備の連系に関するお知らせ』等の電力受給契約を証明する書類の写し」とは、どのような書類ですか？

A20 送配電事業者から電力受給契約の申込みをした後に、申請者に送付される通知になります(中部電力㈱の場合は「発電設備の連系に関するお知らせ」)。

Q21 「交付実績報告書」に添付する写真とはどのようなものですか？

A21 以下の表に記載した写真を添付してください。

設備の区分	添付する写真
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置された住宅の全景、太陽電池モジュールの設置状況、パワーコンディショナ(形式名と製造番号が分かるもの)が確認できる写真
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	対象設備本体の写真、端末モニター等でシステムが起動している状態が確認できる写真
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	対象設備本体の写真、燃料電池ユニット本体の製造番号が確認できる写真、貯湯ユニット本体の製造番号が確認できる写真
定置用リチウムイオン蓄電システム	対象設備本体の写真、本体の製造番号が確認できる写真
電気自動車等充給電設備(V2H)	対象設備本体の写真、本体の製造番号が確認できる写真
太陽熱利用システム	対象設備本体の写真、本体の製造番号が確認できる写真
高性能外皮等	ZEHを構成する設備の設置状況が分かる写真(国の補助事業の交付決定を受けている場合は、実績報告時に提出した写真)
断熱窓改修	改修の着工前及び着工後の状況の比較が可能な写真(改修箇所全てを写したもの)で別に添付する図面と対照できるもの

Q21 補助金の受け取りはどのようにすればいいのですか？

A21 補助金は、「交付請求書」(第13号様式)の提出後、1か月程度で申請者の方の口座へお振り込みいたします。